

平成27年度 臨時福祉給付金について

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

【臨時福祉給付金とは】

消費税率の引上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的、臨時的措置として実施するものです。

申請先は、平成27年1月1日時点で住民票がある市町村です。

【支給対象者】

以下の2つの条件を両方とも満たす方が対象となります。

①基準日（平成27年1月1日）において、富士見町に住民票がある方

②平成27年度分の町民税（均等割）が課税されていない方

※ただし、市町村民税が課税されている方に扶養されている方や、生活保護を受けている方は対象外です。

【給付額】

給付対象者1人につき6千円

【申請開始】

平成27年9月14日(月)から申請受付開始予定です。

【支給開始】

平成27年10月から支給開始予定です。

(提出された申請書の審査を行い、支給・不支給決定通知を10月から発送予定です。)



**「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」
「子育て世帯臨時特例給付金」をよそおった
"振り込め詐欺" や "個人情報の詐取" にご注意ください。**

- 富士見町や厚生労働省などが、ATM（銀行やコンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 富士見町や厚生労働省などが「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

※ご自宅や職場などに富士見町や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってくる、郵便が届いたら、迷わず、最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

平成27年度 日本赤十字活動資金(社資)募集へのご協力ありがとうございました

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

『いのちを守る赤十字』をスローガンに活動している日本赤十字の活動資金募集を本年度も実施させていただきましたところ、住民の皆様方をはじめ、各区長・自治会長様のご協力により、おかげをもちまして次のとおり社資をお寄せいただくことができました。誠にありがとうございました。



平成27年度募集結果 1,767,177円(平成27年8月1日現在)

お寄せいただきました社資は、日本赤十字社長野県支部へ送金し、国内外の災害救護活動の他、各種講習会の実施や救護看護士の養成等、数多くの人道的な活動に役立たせていただきます。富士見町においても災害救護活動や家庭看護法等の講習会普及事業などに活用されています。

赤十字活動へのご協力に感謝するとともに、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。